

横浜市個人情報保護審議会答申
(答申第15号)

平成28年11月30日

横 個 審 第 1 5 号

平 成 2 8 年 1 1 月 3 0 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市個人情報保護審議会

会 長 花 村 聡

横浜市個人情報の保護に関する条例第52条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成28年9月27日健障福第1715号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市精神障害者入院医療援護金助成要綱第8条第1項の規定に基づく援護金の請求における同項第2号の入院期間等の証明書記載の保有個人情報の収集の停止を求める」との個人情報の取扱いの是正の申出に係る諮問

答 申

1 審議会の結論

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第52条第1項に基づく是正の申出に係る諮問について、是正の措置を講ずる必要はないという実施機関の判断は、妥当である。

2 是正の申出の趣旨及び理由

(1) 是正の申出の趣旨

横浜市精神障害者入院医療援護金助成要綱（以下「援護金要綱」という。）第8条第1項の規定に基づく入院医療援護金（以下「本件援護金」という。）の受領を病院に委任しない入院患者の本件援護金の請求における同項第2号の「入院先の病院長の発行する入院期間等の証明書」（以下「本件証明書」という。）における保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、条例第8条の規定に違反するとして、収集の停止を求めるものである。

(2) 是正の申出の理由

本件是正の申出書には、是正の申出の理由として以下の記載がある。

本件個人情報は、精神科病院の病院長から横浜市長宛ての文書という形で健康福祉局障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）が収集しているものであるが、条例第8条では、個人情報は本人からの収集を原則としており、同条第1項各号で、法令の定めがあるときや本人の同意があるときはこの限りでないとして例外を定めている。しかし、本件個人情報の収集はこれらの例外に該当せず、本人が本件個人情報の収集について同意していないのに、法的拘束力を持たない要綱により請求者に本件証明書の提出を義務付けているというものである。

条例違反とならない代替措置として、本件証明書を医療機関の発行した領収書に替えることを求める。

3 申出内容に係る実施機関の説明要旨

実施機関の諮問書及び事情聴取における説明は、次のとおりである。

(1) 事実経過について

平成28年1月13日、申出人が横浜市精神障害者入院医療援護金助成申請書を提出し、同年2月10日、障害福祉課は助成認定書を発送した。

平成28年5月23日、申出人が横浜市精神障害者入院医療援護金請求書及びその添付書類として本件証明書を障害福祉課に提出し、同年6月24日、障害福祉課は当該請求書記載の申出人指定の口座に本件援護金を振り込んだ。

(2) 本件援護金の概要

本件援護金は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき入院している精神障害者（以下「入院患者」という。）に対してその医療費の一部を扶助することにより、適正医療の普及を図ることを目的とした制度である。本制度は申請主義であり、援護金要綱第3条の認定要件を満たした申請者が、必要書類を用意し、市長に提出することにより、本件援護金を受給するものである。

(3) 是正の措置の要否に関する実施機関の考え方

条例第8条第1項では、「実施機関は、個人情報収集しようとするときは、本人から収集しなければならない」と規定しており、同項にはただし書として「次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない」という規定があり、申出人は本件個人情報の収集は、同項各号のいずれにも該当しないと主張している。

本件証明書は、病院長から横浜市長宛ての文書となっているが、本件援護金の支給要件である「同一病院に、月20日以上入院をした者」であること及び「医療費の自己負担額が月額1万円以上の者」であることを、本件援護金の申請者が入院患者の入院する病院長に対し証明を求めるための様式である。

したがって、本件証明書は、申請者本人が取得し、市長に提出しているものであり、申請者本人から収集しているものであることから、条例第8条の規定に違反しないため、是正の措置を講ずる必要はないと考える。

(4) 本件援護金の認定の処分性について

申出人は、本件援護金の手続について、法的拘束力を持たない要綱により規定していることに問題があると主張している。

しかし、本件援護金の認定は、贈与契約の一種と解され、その認定について処分性はなく、公権力の行使には当たらない。

(5) 本件証明書の代替措置について

申出人は、本件証明書を領収書に替えることを主張するが、領収書は、医療機関における医療費の領収についての証明であり、入院期間の日数及び医療費の自己負担額を証明するものではない。また、領収書の内容について横浜市が医療機関に問い合わせたとしても、入院患者に関する個人情報に当たるため回答をもらうことは困難である。

これらのことから、本件証明書を領収書に替えることは困難である。

4 審議会の判断

(1) 本件証明書について

横浜市では、援護金要綱を定め、同要綱に基づいて本件援護金の支給を行っている。援護金要綱では、本件援護金を希望する者は、まず、申請により援護金受給資格の認定を受け、次に、申請に係る入院患者が、同一病院に月に20日以上入院し、かつ、医療費の自己負担額が月額1万円以上である場合に、本件援護金の請求を行うこととされている。また、援護金の請求は、援護金の受領を病院に委任しない場合には、申請者が援護金請求書及び本件証明書を市長に提出することにより行うこととされている。

本件証明書は、「同一病院に、月に20日以上入院をした者」であること及び「医療費の自己負担額が月額1万円以上の者」であることを証明するための文書であり、申出人が、入院患者の入院先の病院長に求めることによって取得し、援護金請求書の添付書類として市長に提出したものである。

(2) 条例第8条の違反について

ア 条例第8条第1項本文では、「実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない」と規定している。また、本人以外からの収集が認められる場合として、条例第8条第1項第1号で「法令又は条例の定めがあるとき」、第2号で「本人の同意があるとき」と規定している。

イ 申出人は、是正申出書において、次のように主張している。

(ア) 本件個人情報、病院長から横浜市長宛ての通知文書という形で障害福祉課が収集している。

(イ) 条例第8条第1項で「個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない」と規定し、同項各号でその例外を規定しているが、本件個人情報の収集は、いずれの規定にも該当しない。

(ウ) 援護金要綱の規定上、本件証明書の提出を義務付けているだけで、本人が本件個人情報の収集に同意しているわけではない。

ウ これらの記述から、申出人は、本件個人情報は本人以外から収集されているとの認識を基礎として、内心において本件証明書の提出に同意してはおらず、本人以外からの収集が認められる場合には該当しないから、条例第8条に違反していると主張しているものと解される。

エ しかしながら、本件証明書は申出人自らが請求書とともに市長宛てに提出したものである以上、実施機関は、本件個人情報を本人から収集したものであるというほかない。

オ したがって、本件証明書は申請者本人から収集したものであるから、条例第8条第1項各号を適用するまでもなく、同項の規定に違反しない。

(3) 結論

以上により、本件個人情報の取扱いは条例第8条の規定に違反しないため、是正の措置を講ずる必要はないという実施機関の判断は、妥当である。

5 その他

申出人は、本件援護金の法的性格や本件証明書の代替措置について縷々主張するが、本件是正の申出に係る審議においては、本件個人情報の収集が条例第8条の規定に違反するかどうかを判断するものである。したがって、その余の部分については、当審議会で判断するものではない。

(審議会)

委員 花村聡、委員 芦澤美智子、委員 加島保路、委員 小嶋正敏、
委員 清野幾久子、委員 土井洋、委員 中村俊規、委員 新田弘子、
委員 糠塚康江

【参 考】

審 議 会 の 経 過

開 催 日	審 議 の 経 過
平成 28 年 7 月 13 日	申出人から個人情報取扱いの是正申出書を受付
平成 28 年 9 月 27 日	実施機関から諮問書を受理
平成 28 年 9 月 28 日	審議
平成 28 年 10 月 26 日	審議
平成 28 年 11 月 16 日	審議